

鳥取県内水面漁場管理委員会委員の改選について

■内水面漁場管理委員会とは

水産資源の持続的な利用の確保、水面の総合的な利用、漁業生産力の発展に資するため、県内の内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理すること。（漁業法第1条、第171条）

■委員会の所掌事項

- 1 漁業権の免許、調整規則、増殖計画、採捕許可の制限等に関する県からの諮問に対して答申する。
- 2 漁業権の免許内容等について県に建議する。
- 3 水産動植物の繁殖保護、漁業権や入漁権の行使の適切化、漁場紛争の防止解決のため、独自に指示を出す。
- 4 その他漁業に関する協議・調整を行う。

■委員定数：8名

各都道府県の内水面漁場管理委員会の委員定数は、基本的に10名（漁業法第172条）。ただし、農林水産大臣が必要と認めた場合は委員会ごとに別段の定数を定めることができ、令和2年7月8日農林省告示第1281号「都道府県に置かれる内水面漁場管理委員会の委員の定数」により、鳥取県は8名と定められている。

■第22期内水面漁場管理委員会の任期

令和7年1月1日～令和10年12月31日

■委員報酬

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例 第2条により規定

会長 日額17,300円、委員 日額15,300円

■委員の要件

- 1 漁業を営む者を代表すると認められる者（漁業者代表）
- 2 水産動物の採捕、養殖又は増殖する者の代表（遊漁（採捕）者代表）
- 3 学識経験を有する者（学識経験者）

（構成比）地域の実情に応じて定める

現在（第21期）の委員定数：漁業者代表3名、遊漁者代表2名、学識経験者3名

■スケジュール（予定）

8月：公募、9～10月：候補者選定、10～11月：任命手続き、1月：新委員就任

【参考】

■県附属機関委員等選任基準

- （1）委員の在任期間は、原則として8年間までとする。
- （2）就任時点で70才を超えないこと。任命替えの時点で75才を超えないこと。
- （3）付属機関の委員として重複選任を行わない。
- （4）女性の登用を図ること。（男女いずれか一方の委員の数が、10分の4未満としないこと。）

■国選任方針（技術的助言）

- （1）公正かつ円滑な委員会の運営を期するため、内水面漁業者代表、遊漁者代表、学識経験者からなるべく偏向のないよう選任するとともに、女性の積極的な登用に留意すること。
- （2）学識経験者の選任については、地域社会の動向、内水面利用に関する他の法令施策の内容等も含め、各般にわたる広い知識と経験を十分反映させることができる者の登用を行うこと。また、漁業者代表として選任すべき者を学識経験者として選任することは避けること。
- （3）遊漁者の選任については、各地域の遊漁者協議会や全国的な遊漁者団体等の支部等がある場合には、そこからの積極的な登用を行うこと。
- （4）専門委員の選任については、深い専門的知識を要する事項の調査審議が要請されている状況に鑑み、委員会活動の活性化を図る上でも、積極的に専門委員の選任を行うこと。